

平成六年大蔵省・労働省令第一号

労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に
関する命令
協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行
令(平成五年政令第三百九十八号)第一条から第五条まで、第八条及び第九条の規定に基づき、全国を地区とする労働金庫連合会の優先出資に関する省令を次のように定める。

(募集の認可申請書の添付書類)

第一條 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「法」という。)第六条第三項の規定により優先出資を引き受ける者の募集について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録(法第四十条第三項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十九条第一項の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

三 定款の規定により優先出資を引き受ける者の募集について普通出資者総会(根拠法(法第二条第三項に規定する根拠法をいう。)の規定に基づき招集される労働金庫又は労働金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の総会又は総代会をいう。以下同じ。)の決議を要する場合には、その議事録

四 最終の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要である場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法(昭和三十年法律第二十五号)の規定に基づき次に掲げる書類(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法(法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同

じ。)により提供している場合を含む。)とする。

一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書

二 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十七条において準用する同法第二十三条の八第一項に規定する発行登

三 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書

四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書

五 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書

六 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書

七 株式会社商工組合中央金庫(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

五 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書

六 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書

七 株式会社商工組合中央金庫(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

四 信用金庫又は信用金庫連合会

五 農林中央金庫

六 農林中央金庫

七 農林中央金庫

八 農林中央金庫

九 農林中央金庫

十 農林中央金庫

十一 農林中央金庫

十二 農林中央金庫

十三 農林中央金庫

十四 農林中央金庫

十五 農林中央金庫

十六 農林中央金庫

十七 農林中央金庫

十八 農林中央金庫

十九 農林中央金庫

二十 農林中央金庫

二十一 農林中央金庫

二十二 農林中央金庫

二十三 農林中央金庫

二十四 農林中央金庫

二 出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該理事会の決議に賛成した理事
ロ 当該理事会に当該出資の履行の仮装に関連する議案を提案した理事

三 出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

ハ イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事

ロ ハイの議案の提案が理事会の決議に賛成した理事

三 出資の履行の仮装が普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした理事

二 当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした理事

一 支払を求める訴えの提起の請求方法

二 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

二 法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前項第一号に掲げる者の義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に義務があると判断した場合において、法第十四条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する支払を請求する訴えを提起しないときは、その理由

において準用する会社法第三百十九条第一項の規定により優先出資者の総会の決議があつたものとのみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

四 最終の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

(優先出資の分割の認可申請書の添付書類)

第九条 令第五条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 法第十六条第二項の規定により優先出資の分割を決議した普通出資者総会の議事録

三 法第三十二条第二号の規定により優先出資の分割について優先出資者総会の承認を要する場合には、その議事録(法第四十条第三項において準用する会社法第三百十九条第一項の規定により優先出資者総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

四 最終の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

(一口に満たない優先出資の端数を処理する場合における市場価格)

第十一条 法第十六条第七項において準用する会社法第一百三十四条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて同様に規定する優先出資の価格とする方法とする。

一 当該優先出資を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によつて売却する価格(当該売却日に売買取引がない場合は、当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日(以下この号において「売却日」という)における当該優先出資を取引する市場における最終の価格(当該売却日に売買取引がない場合は、当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

三 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十四条第一項に規定する優先出資證券喪失登録者をいう。第十五条において同じ。である場合において、当該優先出資取

得者が優先出資証券喪失登録日(法第三十一

条第二項において準用する会社法第二百二十二条第四号に規定する優先出資証券喪失登録者をいう。)として優先出

資者名簿に記載がされている者である場合 優先出資証券の喪失の事実を証する

一 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては成立の日。第三号において同じ。)における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二 労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)第六十一条第二号及び第三号(剩余金の配当における控除額)に掲げる額

三 最終事業年度の末日における貸借対照表の優先出資払込証拠金の項目に計上した額(優先出資者名簿記載事項の記載等の請求)

第十二条 法第二十六条において準用する会社法第一百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 優先出資取得者(法第二十六条において準用する会社法第一百三十三条第一項に規定する優先出資取得者をいう。以下同じ。)が優先出資者として優先出資者名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該優先出資取得者の取得した優先出資に係る法第二十六条において準用する会社法第一百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 優先出資取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他資料を提供して請求をしたとき。

三 優先出資取得者が一般承継により当該金庫の優先出資を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(優先出資証券喪失登録請求)

第十三条 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十三条第二項において準用する会社法第二百二十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする優先出資証券喪失登録者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請に係る優先出資証券喪失登録がされた優先出資証券の番号を明らかにしてしなければならない。

(優先出資証券喪失登録申請)

第十四条 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十五条第一項の規定による申請は、優先出資証券を提示し、当該申請をする者の氏名又は名称及び住所を明らかにしてしなければならない。

(優先出資証券喪失登録者による抹消の申請)

一 優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求をしたとき。

二 優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(優先出資証券喪失登録請求)

第十五条 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする優先出資証券喪失登録者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請に係る優先出資証券喪失登録がされた優先出資証券の番号を明らかにしてしなければならない。

(理事等の説明義務)

第十六条 法第三十六条に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 優先出資者が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該優先出資者が優先出資者総会の日より相当の期間前に当該事項を金庫に対しても通知した場合

ロ 当該事項について説明を求めるために必要な調査が著しく容易である場合

二 優先出資者が説明を求めた事項について説明をするために金庫その他の者(当該優先出資者を除く。)の権利を侵害することとなる場合

三 優先出資者が当該優先出資者総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

出資質権者(法第二十七条第二項において準用する会社法第二百四十九条第一項に規定する一条第四号に規定する優先出資証券喪失登録優先出資質権者をいう。)として優先出

資者名簿に記載がされている者である場合 優先出資証券の喪失の事実を証する

一 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる資料

イ 優先出資証券喪失登録請求者が優先出資

ロ 証券喪失登録請求に係る優先出資証券を、当該優先出資証券に係る優先出資につき法

第25条第一項第三号の取得の日として該日前に抹消された場合を除く。)。

六 優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全額を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

七 優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(優先出資証券喪失登録請求)

第十三条 法第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十三条第二項において準用する会社法第二百二十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする優先出資証券喪失登録者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請に係る優先出資証券喪失登録がされた優先出資証券の番号を明らかにしてしなければならない。

(理事等の説明義務)

第十五条 法第三十六条に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 優先出資者が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該優先出資者が優先出資者総会の日より相当の期間前に当該事項を金庫に対しても通知した場合

ロ 当該事項について説明を求めるために必要な調査が著しく容易である場合

二 優先出資者が説明を求めた事項について説明をするために金庫その他の者(当該優先出資者を除く。)の権利を侵害することとなる場合

三 優先出資者が当該優先出資者総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

ついて電子提供措置をとらなければならぬ。ただし、当該優先出資者に対しても、法第四十条第四項において準用する会社法第三百一十五条规定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

同一の優先出資者総会に関して優先出資者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

イルに当該情報を記録することができるものの他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項)

第二十二条の四 法第四十条第四項において準用する会社法第三百一十五条の五第三項に規定する主務省令で定めるものは、優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)とする。

(1) 代表理事 六
(2) 労働金庫法（昭和二十八年法律第一百二十七号）第四十二条第四項第一号に掲げるもの 四
(3) (1) 及び (2) に掲げる者以外の理合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）
(当該役員等がその職に就いていた年数

二 気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式）その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。（以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付す

同上
の優先出資者総会に関して優先出資者に
対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。
(議決権の行使の期限等)

二 議案
二 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項
(前号に掲げるものを除く。)につき法第四十四条
第五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき
同条第二項の規定により交付する書面に記載しない
ことについて監事が異議を述べてある場合における当該事項
(報酬等の額の算定方法)

第二十三条 法第四十一条第四項に規定する主務
省令で定める方法により算定される額は、次に
掲げる額の合計額とする。

一 役員等(法第四十一条第一項に規定する役
員等をいう。以下この条において同じ。)が

事、監事又は会計監査人

二 法第四十一条第八項に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等が当該金庫の参事その他の職員を兼ねていたときは、当該参事その他の職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類)

第二十四条 令第十条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 最近の日計表

三 定款の規定により資本準備金の額の減少によつてする資本金の額の増加について普通出

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
(電磁的記録)

第二十六条 法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
(電磁的記録に記録された事項の提供)

第二十七条 法第二十二条第一項第四号に規定する主務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、金庫が定める方法とする。

(電子署名)

第二十八条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第二十六条において準用する会社法第一百二十二条第三項

第二十二条の二 法第四十条第四項に規定する主（電子提供措置）

るべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第四十一条第四項

資者総会の決議を要する場合には、その議事録四　その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類
(電磁的方法)

二 法第二十七条第三項において準用する会社
法第四十九条第三項
前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記
録に記録することができる情報について行われ
る措置であつて、次の要件のいずれにも該当す
るものをいう。

第二十二条の三 法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号こ

(1) 当該役員等が当該金庫から受けた退職

のは、次に掲げる方法とする。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ
又はロに掲げるもの

二 当該情報について改変が行われていいかどうかを確認することができるものであること。

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気

通信回線を通じて送信し、受信者の使用に
係る電子計算機に備えられ、ファイルに記

□ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電
伝する方法

で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

